

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月20日

香川県人事委員会委員長 柳 瀬 治 夫

香川県人事委員会規則第3号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（令和4年香川県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定管理監督職群を構成する管理監督職)</p> <p>第9条 略</p> <p><u>(1) 食肉衛生検査所の特定管理監督職群 食肉衛生検査所の所長及び次長</u></p> <p><u>(2)・(3)</u> 略</p>	<p>(特定管理監督職群を構成する管理監督職)</p> <p>第9条 条例第9条第3項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。</p> <p><u>(1)・(2)</u> 略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。